



宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 5 月 9 日 (月 曜 日) 第 304 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	○救急病院の認定…………… (医療政策課) 1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1		○保安林の指定解除の予定の通知…………… (自然環境課) 1
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (“) 1		公 告
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (“) 1		○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 2
		○入札公告…………… 2
		県議会公告
		○公文書開示等の状況…………… 4

告 示

宮崎県告示第 326号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
山内歯科医院	日向市春原町1丁目5番2号	令和4年3月31日

宮崎県告示第 327号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
山内歯科医院	日向市春原町1丁目20番	令和4年4月1日

宮崎県告示第 328号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の

支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関 (指定助産機関・指定施術者) から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーションえん	日向市伊勢ヶ浜 119番地

2 届出事項

所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
日向市大字日知屋古田町12番地2	日向市伊勢ヶ浜 119番地	令和4年4月1日

宮崎県告示第 329号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和4年5月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人久康会平田東九州病院	延岡市伊形町4791番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和4年5月12日から令和7年5月11日まで

宮崎県告示第 330号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 5 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市高城町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 4 年 5 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
高原複合商業施設 L a L a きりしま
西諸県郡高原町大字西麓字二本松1361番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛
小林市細野2268番地6
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
東京都千代田区二番町8番地8
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社エイコー建設 代表取締役 原田武寛
小林市細野2268番地6
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
東京都千代田区二番町8番地8
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 4 年 12 月 21 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,934㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 106台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
B棟北側 12台（駐輪場No.1）
C棟北西側 7台（駐輪場No.2）
合計 19台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
A棟南西側 24.5㎡（荷さばき施設No.1）

B棟南東側 65.0㎡（荷さばき施設No.2）

C棟北東側 32.0㎡（荷さばき施設No.3）

合計 121.5㎡

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

A棟南西側 4.76㎡（廃棄物等保管施設No.1）

B棟内南東側 6.74㎡（廃棄物等保管施設No.2）

C棟南東側 4.76㎡（廃棄物等保管施設No.3）

合計 16.26㎡

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時（A棟及びB棟）
24時間（C棟）

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4箇所 建物敷地北東側、東側及び北西側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

- 8 届出年月日

令和 4 年 4 月 20 日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

令和 4 年 5 月 9 日から令和 4 年 9 月 9 日まで

- 10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

- (2) 期間

令和 4 年 5 月 9 日から令和 4 年 9 月 9 日まで

- 11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 5 月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 パソコン等ヘルプデスク業務

- (2) 特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 令和 4 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで（36 月）

- (4) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。入札金額は、1月当たりの委託料に委託期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の

端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 234条の3の規定による契約であり、県は、1(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

ウ 本件契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められた場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が電算業務又はその他のものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札参加希望者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

イ 提出期限 令和4年5月31日午後5時(送付にあっては同日午後5時必着)

ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記3(1)の資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 令和4年5月9日から令和4年5月20日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

(2) 期間 令和4年5月9日から令和4年6月20日まで(土曜日

及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

(2) 交付期間 令和4年5月9日から令和4年6月20日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 入札に関する質問及び回答

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出先 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

イ 提出期限 令和4年6月14日午後5時(送付にあっては、同日午後5時必着)

ウ 提出方法 入札質問書を、持参、送付又は電子メール(アドレス digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp)により提出すること。なお、電話による質問は認めない。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 県庁ホームページに掲載を行う。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び上記(1)ウの提出方法以外による方法で提出された質問については、いかなる理由があっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

(2) 提出期限 令和4年6月20日午後5時(送付にあっては、同日午後5時必着)

(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁本館3階総合政策部会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 日時 令和4年6月21日午前10時

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札については、2回までとする。

(4) 最低制限価格は設定しない。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他、この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Services required:Customer support for PC-related issues by consignment
- (2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 20 June, 2022
- (3) Contact Point for Inquiries:Digital Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL:+81- 985-26-7045

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号）第27条の規定により、令和3年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和4年5月9日

宮崎県議会議長 中 野 一 則

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
5	3	2	0	0	0	0	5

(注1) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

(注2) 決定等の内訳の取下げについては、公文書を保有する実施機関の相違によるものを含む。

2 請求者の状況

区分	個人	法人その他の団体	計
県内	1	1	2
県外	2	1	3
計	3	2	5

3 審査請求の件数

0件